

# 四半期報告書

(第100期第1四半期)

自 2019年4月1日 至 2019年6月30日

丸三証券株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付した四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	7
1 【株式等の状況】 .....	7
2 【役員の状況】 .....	8
3 【業務の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	12
1 【四半期連結財務諸表】 .....	13
2 【その他】 .....	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	21

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月13日

【四半期会計期間】 第100期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊地 稔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 戸谷 清 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 戸谷 清 隆

【縦覧に供する場所】 横浜支店  
(神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地)  
千葉支店  
(千葉県千葉市中央区新町1000番地)  
秩父支店  
(埼玉県秩父市番場町10番4号)  
名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区錦二丁目19番18号)  
大阪支店  
(大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号)  
川西支店  
(兵庫県川西市中央町3番2-101号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第1四半期 連結累計期間	第100期 第1四半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
営業収益 (百万円)	4,177	3,960	15,648
純営業収益 (百万円)	4,154	3,933	15,548
経常利益 (百万円)	466	360	570
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	388	231	526
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	275	△172	△601
純資産額 (百万円)	44,449	41,788	42,747
総資産額 (百万円)	91,125	81,747	81,310
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	5.84	3.48	7.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	5.83	3.48	7.91
自己資本比率 (%)	48.62	50.88	52.35

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用や所得環境の改善を受けて個人消費は穏やかな回復が続きました。一方、中国経済の減速や米中貿易摩擦の影響で輸出が低迷し、企業の生産活動は弱含みで推移しました。また10月に予定される消費税率の引き上げを控え、先行き不透明感から企業の設備投資にも先送りの動きが見られました。

株式市場では、米中貿易協議進展への期待や、為替の円安進行による企業業績向上期待を追い風に、日経平均株価は4月に当第1四半期連結累計期間の高値をつけました。しかし米国が中国に対する制裁関税の引き上げを発表したことなどから投資家のリスク回避姿勢が強まり、日経平均株価は6月4日に20,289円まで下落しました。当第1四半期連結会計期間末にかけては戻り歩調となりましたが、株式市場の売買代金は前年同期比減少しました。

債券市場では、期初マイナス0.085%で始まった長期金利は、4月中旬に一時上昇する局面もありました。しかし米中貿易摩擦の長期化による世界的な景気減速懸念等からその後は低下が続き、当第1四半期連結会計期間末はマイナス0.165%となりました。

このような中、当社グループの業績は、株式委託手数料及び受益証券受入手数料が前第1四半期連結累計期間比減収となったことなどから、営業収益は減収となりました。販売費・一般管理費も減少したものの、経常利益は3億60百万円と前第1四半期連結累計期間比減益となりました。

主な商品部門別の概況は、以下のとおりです。

#### (株式部門)

当社は質の高い日本株式の発掘に努め、アナリストレポートとしてお客様に情報提供をしています。また投資頂いた後も、常にお客様に寄り添うフォローが大切と考えています。

当第1四半期連結累計期間は、クラウドやI o Tの普及に不可欠なネットワーク構築やセキュリティ分野に強みを持つ銘柄、高い収益性を実現する電子部品・半導体関連銘柄、人工知能（A I）や生体認証等、最先端分野で優れた技術力を有する銘柄、健康寿命の延伸に貢献するヘルスケア関連銘柄などの選別および情報提供に注力しました。

しかし株式市場の売買代金が減少したこと等から、株式委託手数料は前第1四半期連結累計期間比減収となりました。

#### (投資信託部門)

当社は投資信託を通じてお客様にグローバルな資産運用をして頂くことが当社の社会的使命であると考えています。2017年6月には「お客様本位の業務運営への取組方針」を公表しました。そのなかでも質の高い投資信託を長期間保有して頂くことがお客様にとって最大の利益の追求となると考えています。

当第1四半期連結累計期間は、バランス型の「NWQフレキシブル・インカムファンド」や、日本の上場リート（不動産投資信託）に投資する「ニッセイJリートオープン」の販売に注力し、残高の増加に努めました。外債投信では、金利の変動に機動的に対応し、安定的な運用成績が期待される「P I M C Oインカム戦略ファンド」に注力しました。

この結果、募集手数料は前第1四半期連結累計期間比増収となりましたが、比較的安定収益である信託報酬は、期中平均残高の減少から前第1四半期連結累計期間比減収となりました。

#### (債券部門)

個人向け国債の募集取扱高が伸び悩んだことから、債券受入手数料は前第1四半期連結累計期間比減収となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の当社グループの営業収益は39億60百万円(前第1四半期連結累計期間比94.8%)、これから金融費用を差し引いた純営業収益は39億33百万円(同94.7%)となりました。販売費・一般管理費は38億12百万円(同96.5%)で、経常利益は3億60百万円(同77.2%)、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億31百万円(同59.7%)となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は817億47百万円(前連結会計年度末比4億36百万円の増加)で、うち流動資産は683億95百万円(同10億15百万円の増加)、固定資産は133億52百万円(同5億78百万円の減少)となりました。増加の主なものは、現金・預金20億25百万円等であり、減少の主なものは、顧客分別金信託11億89百万円等であります。

一方、負債合計は399億59百万円(同13億96百万円の増加)で、うち流動負債は364億14百万円(同14億67百万円の増加)、固定負債は33億77百万円(同70百万円の減少)、特別法上の準備金は1億66百万円(同0百万円の減少)となりました。増加の主なものは預り金26億51百万円等であり、減少の主なものは受入保証金9億97百万円等であります。

純資産につきましては、親会社株主に帰属する四半期純利益を2億31百万円計上しましたが、配当金の支払いと利益剰余金が減少したこと等により、純資産合計は417億88百万円(同9億59百万円の減少)となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

##### 株式会社の支配に関する基本方針

###### ① 基本方針

当社は、創業以来「お客様本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「お客様満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、お客様満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、お客様、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企

業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2017年6月22日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」(以下、本対応方針といいます。)を更新しました。

本対応方針の具体的な内容は、当社の2017年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下のとおりです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ(URL: <https://www.marusan-sec.co.jp/>)に掲載されている当社の2017年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご参照下さい。

## ③ 当社取締役会の判断及び理由

### イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがあります、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

### ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載のとおり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2017年6月22日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	67,398,262	67,398,262	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	67,398,262	67,398,262	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2019年6月30日	—	67,398,262	—	10,000	—	—

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 893,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,414,300	664,143	—
単元未満株式	普通株式 90,362	—	—
発行済株式総数	67,398,262	—	—
総株主の議決権	—	664,143	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、3,700株(議決権37個)及び25株含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	893,600	—	893,600	1.33
計	—	893,600	—	893,600	1.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

### 3 【業務の状況】

#### (1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	委託手数料	1,607	—	18	—	1,625
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	32	18	—	—	51
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	—	4	885	—	889
	その他の受入手数料	6	2	1,390	5	1,405
	計	1,647	25	2,293	5	3,972
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	委託手数料	1,513	—	18	—	1,531
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	2	18	—	—	21
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	—	3	920	—	923
	その他の受入手数料	5	1	1,338	4	1,350
	計	1,521	23	2,278	4	3,827

#### (2) トレーディング損益の内訳

区分	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)			当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	0	—	0	0	1	1
債券等・その他のトレーディング損益	65	△0	65	30	1	31
債券等トレーディング損益	6	△0	5	2	1	3
その他のトレーディング損益	59	0	59	27	0	27
計	65	△0	65	30	2	33

#### (3) 自己資本規制比率

		前第1四半期会計期間末 (2018年6月30日現在)	当第1四半期会計期間末 (2019年6月30日現在)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	36,891	35,575
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	6,244	4,997
	金融商品取引責任準備金	166	166
	計 (B)	6,410	5,164
控除資産	(C)	3,776	3,900
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C)	39,525	36,839
リスク相当額	市場リスク相当額	1,737	1,460
	取引先リスク相当額	914	720
	基礎的リスク相当額	3,924	3,825
	計 (E)	6,576	6,005
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	600.9%	613.3%

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

① 有価証券の売買の状況{先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」という。)を除く}

前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における有価証券の売買の状況(先物取引等を除く)は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	461,987	763	462,750
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	359,279	2	359,282

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	—	33,348	33,348
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	—	31,003	31,003

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	19,186	723	19,909
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	12,573	68	12,641

ニ その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	11	—	11
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	4	—	4

② 先物取引等の状況

該当事項はありません。

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、次のとおりであります。

#### イ 株式

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	804	848	—	—	—	—	—
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	32	35	—	—	—	—	—

#### ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	国債	—	—	—	1,143	—	—	—
	地方債	6,490	—	—	6,729	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	450	—	—	450	—	—	—
	計	6,940	—	—	8,322	—	—	—
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	国債	—	—	—	717	—	—	—
	地方債	6,690	—	—	6,828	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	425	—	—	425	—	—	—
	計	7,115	—	—	7,970	—	—	—

#### ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	—	—	—	135,206	—	—	—
当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	—	—	—	127,215	—	—	—

#### ニ その他

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	21,177	23,202
預託金	25,164	23,974
顧客分別金信託	25,132	23,943
その他の預託金	31	31
トレーディング商品	757	797
商品有価証券等	757	797
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	4	—
信用取引資産	15,082	14,361
信用取引貸付金	14,501	13,835
信用取引借証券担保金	580	526
立替金	4	38
募集等払込金	3,706	4,523
未収収益	1,307	1,343
その他の有価証券	49	49
その他の流動資産	127	103
<b>流動資産計</b>	<b>67,379</b>	<b>68,395</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	930	919
器具備品	261	234
土地	1,410	1,395
建設仮勘定	—	77
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	147	154
電話加入権	132	139
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	11,180	10,569
長期貸付金	9,800	9,210
長期差入保証金	13	13
長期前払費用	735	733
退職給付に係る資産	74	83
その他	397	402
貸倒引当金	167	133
<b>固定資産計</b>	<b>13,930</b>	<b>13,352</b>
<b>資産合計</b>	<b>81,310</b>	<b>81,747</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
約定見返勘定	—	8
信用取引負債	2,922	2,965
信用取引借入金	1,114	1,100
信用取引貸証券受入金	1,808	1,865
預り金	18,022	20,674
受入保証金	9,572	8,575
短期借入金	2,750	2,750
未払法人税等	88	49
賞与引当金	784	395
その他の流動負債	806	996
<b>流動負債計</b>	<b>34,947</b>	<b>36,414</b>
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	2,386	2,317
退職給付に係る負債	887	890
長期未払金	29	24
その他の固定負債	144	145
<b>固定負債計</b>	<b>3,448</b>	<b>3,377</b>
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	166	166
特別法上の準備金計	166	166
<b>負債合計</b>	<b>38,562</b>	<b>39,959</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>331</b>	<b>331</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>27,569</b>	<b>27,002</b>
<b>自己株式</b>	<b>△476</b>	<b>△476</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>37,424</b>	<b>36,857</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5,259	4,848
退職給付に係る調整累計額	△117	△110
その他の包括利益累計額合計	5,142	4,737
<b>新株予約権</b>	<b>181</b>	<b>192</b>
<b>純資産合計</b>	<b>42,747</b>	<b>41,788</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>81,310</b>	<b>81,747</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	(単位：百万円)
<b>営業収益</b>			
受入手数料	3,972	3,827	
委託手数料	1,625	1,531	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	51	21	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	889	923	
その他の受入手数料	1,405	1,350	
<b>トレーディング損益</b>			
金融収益	138	100	
<b>営業収益計</b>	<u>4,177</u>	<u>3,960</u>	
金融費用	22	26	
<b>純営業収益</b>	<u>4,154</u>	<u>3,933</u>	
販売費・一般管理費			
取引関係費	348	325	
人件費	2,423	2,303	
不動産関係費	353	348	
事務費	509	514	
減価償却費	59	70	
租税公課	49	49	
その他	207	200	
<b>販売費・一般管理費計</b>	<u>3,950</u>	<u>3,812</u>	
<b>営業利益</b>	<u>203</u>	<u>120</u>	
営業外収益	※1 265	※1 240	
<b>営業外費用</b>	<u>2</u>	<u>0</u>	
<b>経常利益</b>	<u>466</u>	<u>360</u>	
<b>特別利益</b>			
自己新株予約権消却益	3	3	
金融商品取引責任準備金戻入	0	0	
投資有価証券売却益	238	-	
<b>特別利益計</b>	<u>242</u>	<u>4</u>	
<b>特別損失</b>			
減損損失	2	14	
有価証券評価減	-	0	
投資有価証券売却損	16	-	
特別損失計	18	14	
<b>税金等調整前四半期純利益</b>	<u>690</u>	<u>349</u>	
法人税、住民税及び事業税	10	11	
<b>法人税等調整額</b>	<u>291</u>	<u>106</u>	
法人税等合計	302	117	
<b>四半期純利益</b>	<u>388</u>	<u>231</u>	
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-	
<b>親会社株主に帰属する四半期純利益</b>	<u>388</u>	<u>231</u>	

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	388	231
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△96	△411
退職給付に係る調整額	△16	6
その他の包括利益合計	△113	△404
四半期包括利益	275	△172
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	275	△172
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主なものは、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
投資有価証券配当金	186百万円	175百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	59百万円	70百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,992	45	2018年3月31日	2018年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	798	12	2019年3月31日	2019年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	5.84円	3.48円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	388	231
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	388	231
普通株式の期中平均株式数(株)	66,495,160	66,504,497
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	5.83円	3.48円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	93,372	8,176
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

#### 新株予約権の発行に関する事項

当社は、2019年7月16日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を、以下のとおり割り当てました。

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	2019年7月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 133名
株式の種類及び付与数	普通株式 284,000株
付与日	2019年8月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時ににおいても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	2019年8月1日～2021年7月16日
権利行使期間	2021年7月17日～2029年7月16日

(注) 1株当たりの払込み金額は、594円とします。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込み金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込み金額} = \text{調整前払込み金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込み金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月6日

丸三証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木順二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊康一郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。